

資金管理改善の経過

2025.4.1(資金リスクマネジメント条例施行規則一部改正)

1. 長期資金調達及び長期資金運用の基本的な考え方（第 29 条）

平均償還年限に応じた国債利回りを基準にリスクプレミアムを付して金利が決定されることから、「資金調達における平均償還年限の短期化を利子負担軽減及び債務早期償還の基本的な考え方として戦略を立て、資金運用における平均償還年限の長期化を運用利回り向上のための基本的な考え方として戦略を立てる」ものと規定していた。

しかしながら、資金調達において、平均償還年限短期化のために金利固定期間を短期化することは借換え又は金利見直しの機会を増やし金利変動リスクを高める。また、資金運用において、平均償還年限長期化は、金利変動による価格変動リスクを高める。

そのため、「ただし、資金調達において、平均償還年限短期化のために借換え又は金利見直しの機会を増やすことは金利変動リスクを昂進すること、資金運用において平均償還年限長期化をすることは金利変動による価格変動リスクを昂進することに留意しなければならない」を追加する。

2. (アンダーパー債券の繰上げ償却)第 42 条

売却損失は 1 年間の運用収入を用いて償却を行なう。しかし、売却損失が大きい場合、アンダーパー債券を繰上げ償却して運用収入を増やす必要があることが考えられる。そのため、「市は前条の規定に関わらず、売却損失を償却するために、アンダーパー債券の繰上げ償却を行うことができる」（第 42 条）を追加する。

2025.1.30(資金リスクマネジメント条例施行規則一部改正)

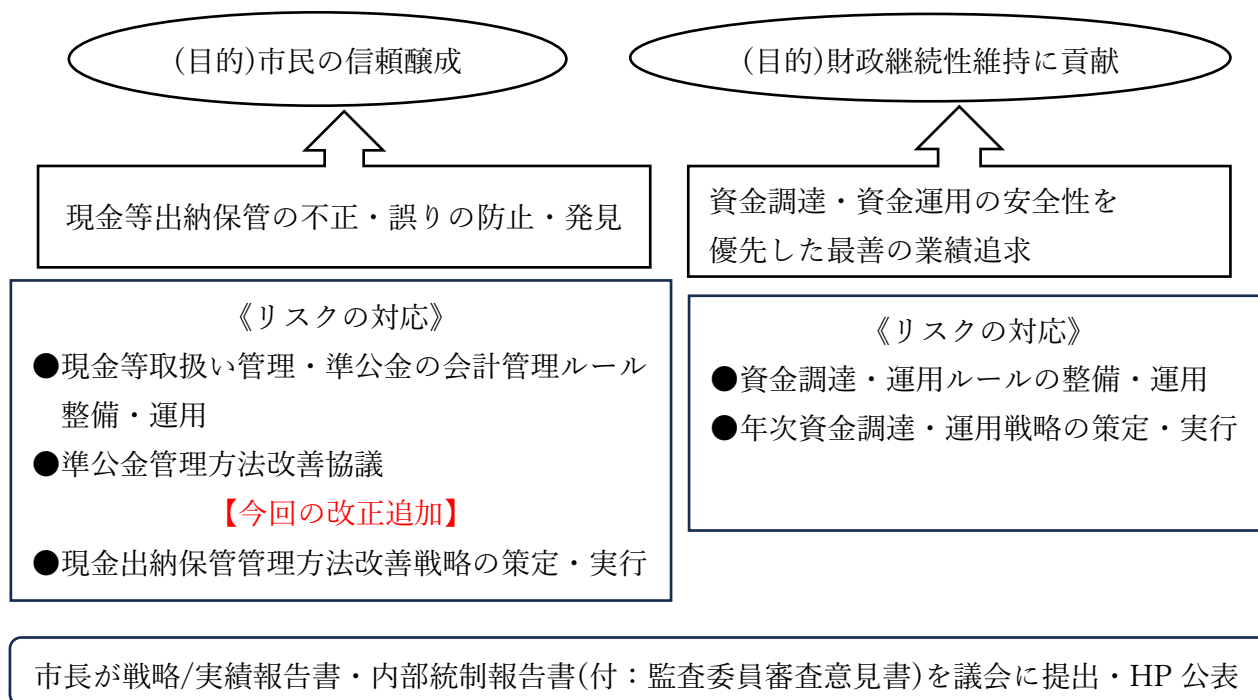
1. 長期資金運用方法（第 32 条）

運用対象債券を公共債として分類できる債券を網羅するために改正しました。国債、地方債、地方公共団体金融機構債に、政府関係機関債（設立根拠法により設立された特殊法人、特殊会社、独立行政法人及び国立大学法人が発行する債券）及び地方公共団体が保証する地方公社を追加しました

R6. 6. 2 1 (資金リスクマネジメント条例一部改正)

1. 現金等出納保管の不正・誤りの防止・発見について、資金調達・資金運用と同様に、内部統制だけでなく、戦略を策定し実行することを追加しました（第6条）。

図表1 国東市資金リスクマネジメント条例の構成



R5. 1 2. 1 1 (資金リスクマネジメント条例・条例施行規則一部改正)

1. 長期資金運用方法(第32条)

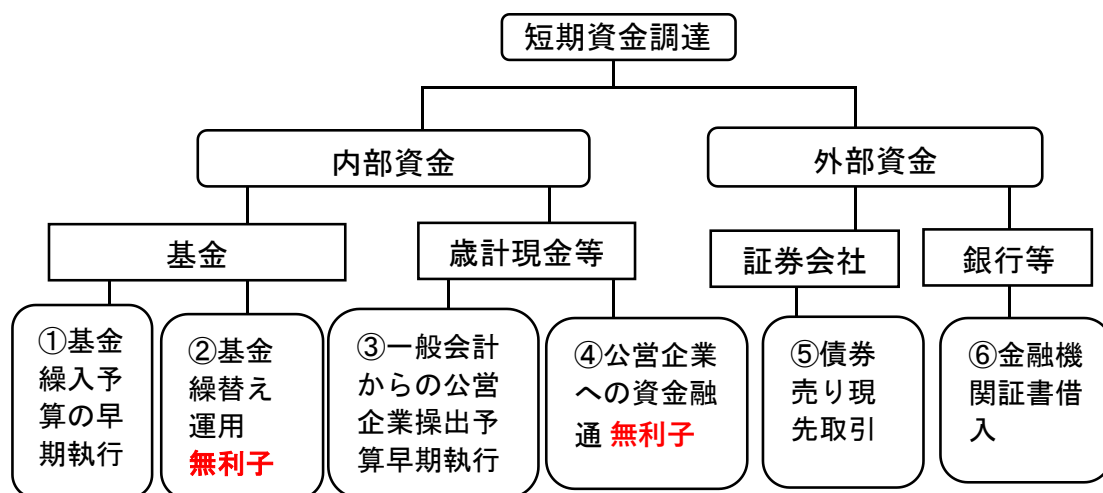
高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第11条に規定される社債(その債務が財投機関に引渡し承継されるもの)を運用商品に追加しました。発行元的高速道路株式会社は政府100%出資であり、安全性が高く、債券利回りが財投機関債よりも高く収益性があるため、運用商品に加えました。

R5. 6. 30 (資金リスクマネジメント条例・条例施行規則一部改正)

1. 現金等出納保管に係るリスク対応（条例第5条）に関する規定改正
 - (1) 公金取扱い管理方法改善に関する戦略を策定・実行する規定の追加（規則第5条）
 - (2) 準公金管理方法改善に関する戦略を策定・実行する規定の追加（規則第6条第1項）
2. 金融に関するリスク対応に関する規定改正
 - 金利変動リスクの対応（規則第24条3号）

市場金利の動向を注視し、金利変動に対応した資金調達及び債券売買を機動的に行うことを追加しました。
3. 短期資金調達方法の規定の改正
 - 短期資金調達の方法(第28条)を実務に合った規定に改正しました。

図1 短期資金調達の体系



4. 長期資金調達及び長期資金運用の原則の改正
 - (1) 長期資金調達方法（第30条第2項）
 - ①支払い利子軽減と債務早期償還を実現するための方法として、市債の繰上げ償還を追加しました。
 - ②市債の償還シミュレーションによる借入方式の選択を定めていますが、償還期間並びに公的資金及び民間資金の選択は重要な要素であるため追加し、借入方式の組み合わせの方法を追加しました。
 - ③銀行等引受資金の金利見直し方法に関して、テールヘビー方式による金融機関引合いによる金利見直し方法があることを示しました。

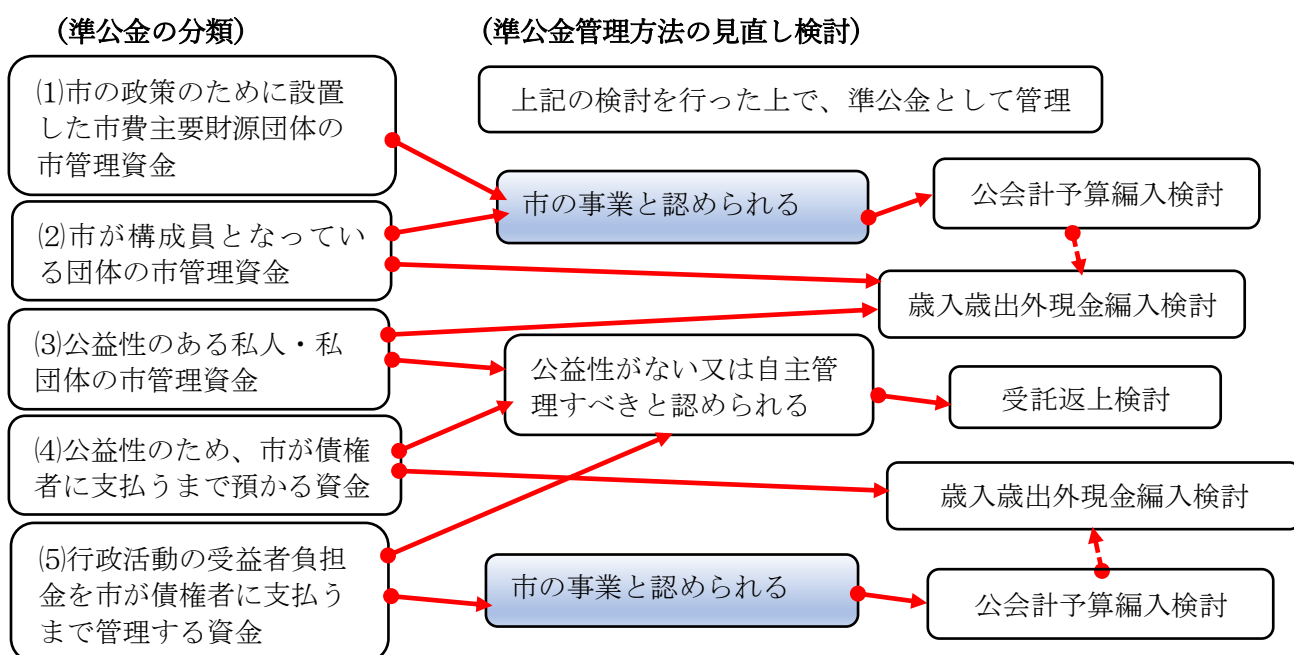
R4. 1 2. 2 2 (資金リスクマネジメント条例・条例施行規則一部改正)

1 準公金リスク対応としての管理方法改善

(1) 準公金の分類に応じた管理方法の改善

準公金管理方法の改善に向けて、準公金で行う事業が、市の事業と認められる場合は公会計予算への編入を、市の事業と認められない場合は受託返上を検討し、さらに歳入歳出外現金編入を検討するなど、事業主体の公益性及び管理能力並びに予算原則等を勘案した見直しについて規定しました。(条例第 6 条・規則第 5 条)

図1 準公金管理分類に応じた管理方法改善



(2) 準公金管理方法改善報告書の提出

市長は、現金取扱管理内部統制報告書及び準公金内部統制報告書に加えて、準公金管理方法改善報告書を監査委員の審査に付し、監査委員の審査意見書を添付して、翌年度 4 月末日までに議会に提出し、公表することを規定しました。(条例第 13 条)

R4. 3. 1 7 (資金リスクマネジメント条例施行規則一部改正)

1. 基金一括運用収入の配分に関する規定改正

(1) 改正内容

基金一括運用収入増減に関する補正予算を 3 月定例議会で提案する規定及び 3 月市議会補正予算に反映しない基金運用収入増減を財政調整基金で調整する規定の削除

(2) 改正理由

①第 34 条第 2 項

ア運用収益を運用収入に語句の訂正

イ 3 月議会補正予算に反映できない 1 月以降に債券取引の機会が生ずることがある。

そのため、3 月市議会定例会で基金運用収入補正予算を行う規定は 1 月以降の債券取引を抑制し、効率的な資金運用を阻害するリスクがある。1 年を通じて債券取引を行う場合、資金運用収入の補正予算は専決処分によらざるを得ない。

②第 34 条第 3 項

基金運用収入の補正予算を専決処分すれば、3 月市議会定例会に反映しない基金運用収入が生じないため、財政調整基金で調整する規定は不要になる。

(基金一括運用収入の配分)第 34 条 朱字訂正又は削除

1 基金一括運用の運用収入は、財政調整基金が代表して受け入れ、年度末まで積立予算を執行しない。

2 運用収入益は、年 1 度、12 月末時点の基金残高の割合で按分し、~~3 月の市議会定例会で~~各基金運用収入及び基金利子積立金に係る予算を補正する。

~~3 前項に規定する補正予算に反映されない基金運用収入の増減は、財政調整基金で調整する。~~

~~3 4~~運用収入は、財政調整基金から各基金に年度末までに振り替えを行い、その後、それぞれの基金で収入処理及び利子積立を行う。

2. オーバーパー債券の繰上償却に関する規定追加

(1) 改正内容

オーバーパー債券を 1 年間の運用収入を用いて繰上償却できる規定の追加

(2) 第 40 条追加理由

債券購入価格が債券額面金額を超えるオーバーパー債券は、その債券の利子を用いて、毎年オーバーパーを均等償却し、満期に債券帳簿価格と額面金額を同額にする方法を償却原価法という。統一的な基準による地方公会計マニュアルでは満期保有目的債券に関して償却原価法適用を求めているが、国東市の保有債券は金融商品会計に関する実務指針の定義では売買目的でも満期保有目的でもない其他有価証券である。国東市では償却原価法によりオーバーパー債券の償却を行っている。

債券売却益の多い年などに、全体の運用収入を用いて、一部のオーバーパー債券を繰上げ償却することにより、債券利回りを押し上げ、将来の債券運用収入向上につなげていくことができる。また、債券帳簿価格を額面金額まで減額することにより、債券途中売却を容易にし、流動性を高めることができる。

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則

朱字追加

(債券の償却)

第 37 条 市は、債券価格と債券取得価格に差異がある場合、第 38 条から第 41 条~~第 40 条~~に規定する方法で取得差額を償却する。この場合、債券価格の決定及び償却原価法の基本的な考え方は、次のとおりである。

- (1) 債券価格の決定 同一銘柄債券のクーポン(表面利率)と市場利回りの差異の調整として、額面 100 円とした場合、一般的に次式で決定される。債券単価 = $\{(100 \text{ 円} + \text{クーポン(表面利率)} \times \text{残存年数}) \div (100 \text{ 円} + \text{市場利回り} \times \text{残存年数})\} \times 100$
- (2) 償却原価法 債券を額面金額より高い価額又は低い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額(取得差額)が金利調整差額の場合には、取得差額を償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。利子法では、有価証券利子に含めて加減額が処理される。

(オーバーパー債券の繰上げ償却)

第 40 条 前条の規定に関わらず、市はオーバーパー債券の利回り向上による流動性リスク及び市場金利上昇による債券価格低下リスク抑制のため、歳計現金等運用収入又は基金一括運用収入を用いてオーバーパーの繰上償却をすることができるものとする。

- (1) 歳計現金等に属する債券のオーバーパーは、歳計現金等の運用収入調定からオーバーパー相当額を減ずることにより償却を行う。
- (2) 基金に属する債券のオーバーパーは、一括運用する基金の運用収入調定からオーバーパー相当額を減ずることにより償却を行う。
- (3) 前号の場合、歳計現金等から基金へオーバーパー償却相当額の現金を移動する。この場合、基金における現金が増え、債券簿価が同額減ずるため、基金残高は変わらない。

以下 1 条ずつ繰り下げる。

R3. 6. 30 (資金リスクマネジメント条例施行規則一部改正)

1. 基金繰替え運用における利子積立をなくす。
2. 第 27 条第 3 項

基金繰替え運用を行う基金に対して、指定金融機関大口定期預金金利による積立を行うように定めていた。基金は会計に属するため、会計資金を用いて基金積立を行うことは通算すれば収入を増やさないに関わらず、積立業務負担が生じることになる。そのため、当該規定を削除した。

令和3年6月30日資金リスクマネジメント条例施行規則一部改正 **赤字削除**
(短期資金調達方法)

第27条 市は、基金繰入金予算執行を資金繰りを考慮した時機に行う。

2 市は、短期金融市場に連動した金融商品を基本に一時借入を行う。この場合において、短期金融市場に連動した金融商品とは、オープン市場での国債等の売り現先取引による資金調達やインターバンク市場での短期資金調達金利(TIBOR=Tokyo Interbank Offered Rate)をベースにした「銀行等貸付」などである。

3 市等は、基金繰替え運用を行う。**この場合において、市は繰替運用を行う基金に対して、調達期間に指定金融機関大口定期預金金利を乗じた金額を積み立てる。**

R2. 4. 1 (資金リスクマネジメント条例、同条例施行規則・施行)

1. 資金リスクにかかる統制体制の整備と運用を行う。
2. (目的) 現金等出納及び保管に係る不正または誤り防止及び発見を通じた市民の信頼を醸成する。
3. (目的) 資金調達及び資金運用に係る安全性を優先した最善の業績追求を通じて財政継続性維持に貢献する。

R2. 4. 1 財務活動管理方針廃止

H29. 8. 23 (財務活動管理方針・一部改正)

1. 金融機関経営健全性指標の参考指標を変更しました。
(農業協同組合と漁業協同組合に適用していた「流動比率」「当座比率」を指標から削除しました。)
2. 金融機関経営健全性指標の基準を満たした金融機関の信用枠を「指定金融機関の場合、40億円」「その他の金融機関の場合、30億円」に変更しました。

H28. 4. 1 (財務活動管理方針・一部改正)

1. リスク管理の考え方を整理しました。
リスク＝目的に関わる正(＝促進)と負(＝阻害)の不確実性
資金管理リスクの所在＝金融取引＋非金融的環境
2. 運用実績の公表に過去3年度を通算したものを加えました。

3. オーバーパー債券の償却方法を整理し、アンダーパー債券の償却方法を加えました。

H 2 8. 2. 1 6 (財務活動管理方針・一部改正)

運用債券の範囲を「満期まで概ね 2 0 年以内」から「満期まで概ね 3 0 年以内」に対象を拡大しました。

H 2 7. 1 0. 1 (財務活動管理方針・一部改正)

公営企業からの運用受託に加え、公益性のある事業を担う外郭団体（公益社団法人国東市農業公社）の余裕資金についても、一括運用を行うよう規定を改めました。

H 2 7. 3. 3 1 (財務活動管理方針・一部改正)

1. 活動方針と活動実績の公表と、活動実績の算定方法を規定しました。
2. 公営企業から運用受託する資金は、公営企業資金運用基金に積み立て、一括運用を行う規定を追加しました。

H 2 7. 3. 2 7 (条例制定)

公営企業資金運用基金を設置し、一括運用を始めました。

【国東市公営企業資金運用基金条例】

H 2 7. 2. 1 (規則改正)

資金運用と一時借入の決定権限を会計管理者補助組織に付与するよう定めました。

【国東市会計管理者の補助組織の設置及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則】

H 2 7. 1. 9 (財務活動管理方針・一部改正)

1. 短期資金の調達で、当座貸越を利用できるよう改めました。
2. 長期資金の調達（起債方法）で変動金利を選択できるよう追加しました。
3. 一括運用基金の運用収益の配分で、果実運用型基金へ厚く配分していたものを、各基金残高による按分のみとしました。

H 2 6 . 9 . 8 (財務活動管理方針・一部改正)

1. 本方針の目的では「安全性及び流動性」の確保を「効率性」よりも優位なものとしていたものを、「安全性」と「効率性」の双方の実現を図ることと改めました。
2. 財務活動に係る原則では、金利変動リスクに対する対処の考え方を追加しました。
3. 起債の据置期間を1年以内としていたものを、据置期間は「原則設けない」に改めました。

H 2 6 . 1 . 2 3 (財務活動管理方針・一部改正)

歳計現金等の長期運用ができるように規定しました。

H 2 5 . 1 0 . 3 0 (財務活動管理方針・一部改正)

売却損失の処理方法と起債方法の基準を具体的に規定しました。

H 2 5 . 8 . 2 7 (財務活動管理方針・一部改正)

基金の一括運用を規定しました。